

Weekly Report

第680号
令和5年1月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

1月から開始となる主な制度等は

◎**コロナ借換保証の開始**……民間ゼロゼロ融資などの借り換えに加え、事業再構築などの資金需要にも対応する新たな信用保証制度「コロナ借換保証」が開始となります。売上等の減少要件を満たす中小企業者が経営行動計画書の作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受ける場合、保証料を大幅に引下げます(100%保証の融資は100%保証で借換可能)。

◎**電気・都市ガス料金の負担緩和策**……家庭や企業などの電気・都市ガス料金について、使用量に応じた値引きを各小売事業者を通じて実施します。1月使用分(2月請求分)以降が対象です。

◎**全国旅行支援の再開**……1月10日から、旅行代金の20%割引(1人1泊あたり交通付5千円その他3千円が上限)、クーポン券は2千円分(休日の場合は1千円分)に引下げて再開します。

◎**納税地の異動又は変更がある場合の手続**……個人事業者が所得税・消費税の納税地を異動又は変更する場合の手続について、異動等に関する届出書の提出が不要となります(申告書に納税地を記載)。

◎**国外居住親族に係る扶養控除の見直し**……国外居住親族に係る扶養控除について、30歳以上70歳未満の親族は、①留学生、②障害者、③仕送りを年38万円以上受けている、のいずれかに該当する場合に限り適用対象となります(確認書類の提出が必要)。

◎**証拠書類のない簿外経費の不算入措置**……税務調査で無申告又は仮装・隠蔽を指摘された年分において、帳簿保存等のない簿外経費の損金(必要経費)不算入措置が講じられます。

◎**その他**……*財産債務調書の提出義務者拡大、*車検証の電子化、*出産・子育て応援金の支給、等。

税務事務が集中します・早めのご準備を!

新年早々ですが、1月は税務事務が集中します。月末に慌てないように早めに準備をしましょう。

★**法定調書**……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を**税務署**に提出。

★**給与支払報告書**……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も)の本年1月1日現在の住所地を管轄する**市町村等**に、複写分と併せて2通とも提出。

★**償却資産申告書**……本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産については所有者からの償却資産申告書に基づいて課税される地方税で、**市町村等**の固定資産税課に提出。

※以上の**提出期限は全て1月31日(火)**です。

運転免許証を超えたマイナンバーカード申請

総務省によると、マイナンバーカードの申請件数は、今月4日時点で8299万6197件(申請率65.9%)となり、写真付き本人確認書類として保有者数が最も多かった運転免許証を超えました。

なお、マイナポイント第2弾(キャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大2万円分付与)については、対象となるカードの申請期限を本年2月末まで再延長しています。これに伴い、ポイントの申込期限(本年2月末)についても延長される予定です。